

令和6年4月1日から運用開始

津市の二次救急医療の新たな輪番体制

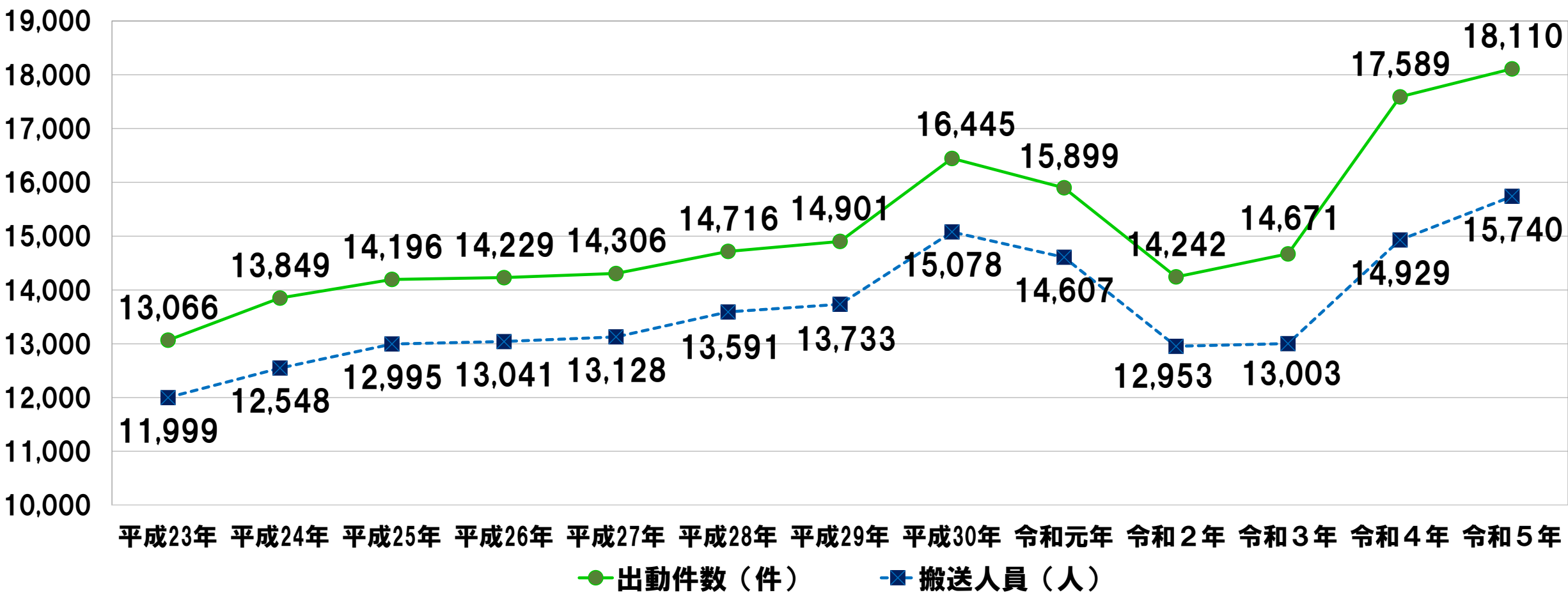


令和6年3月8日

津市の二次救急医療の状況①

■救急活動の状況①

救急出動件数及び救急搬送人員(平成23年～令和5年)

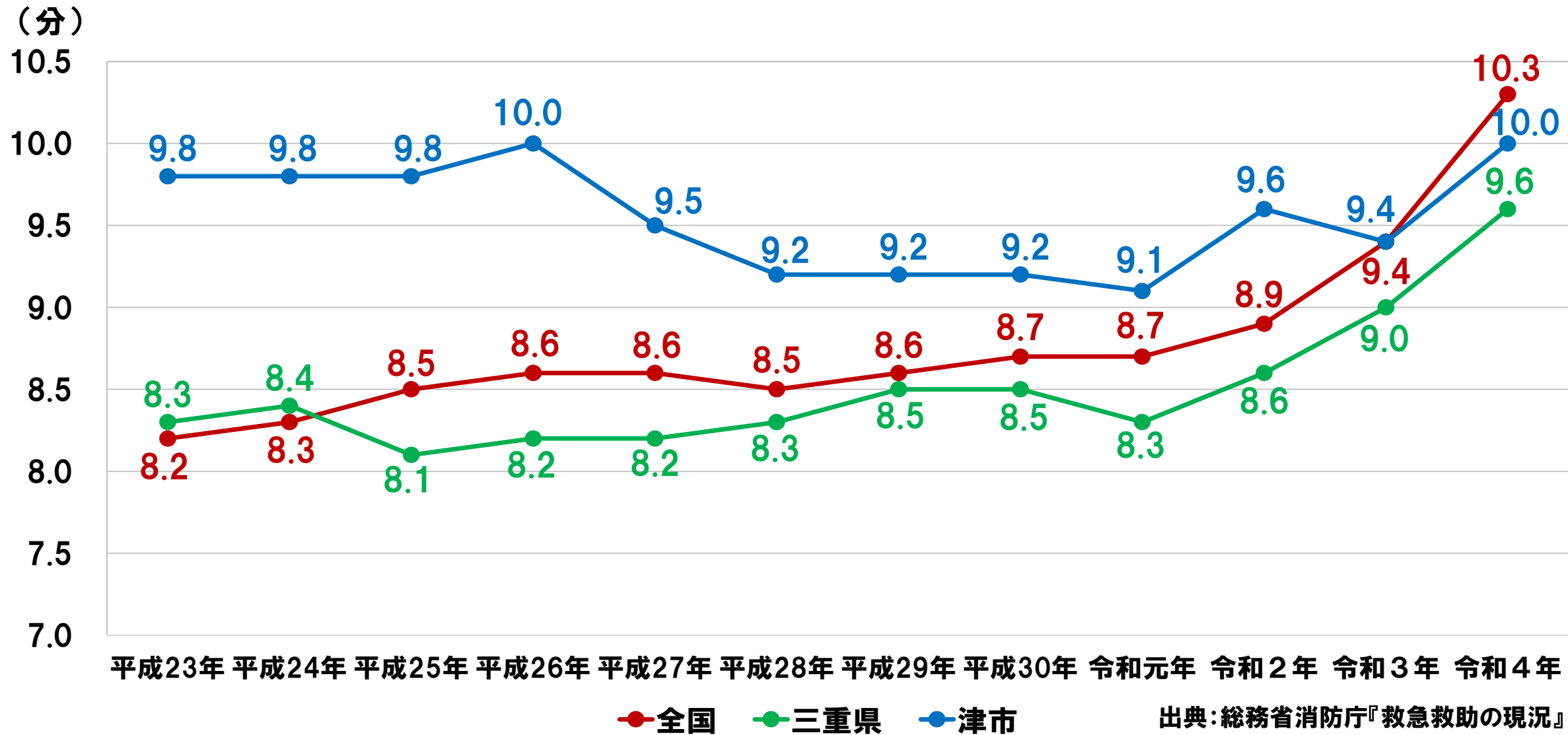


令和5年は救急出動件数、救急搬送人員とも過去最多

津市の二次救急医療の状況②

■救急活動の状況②

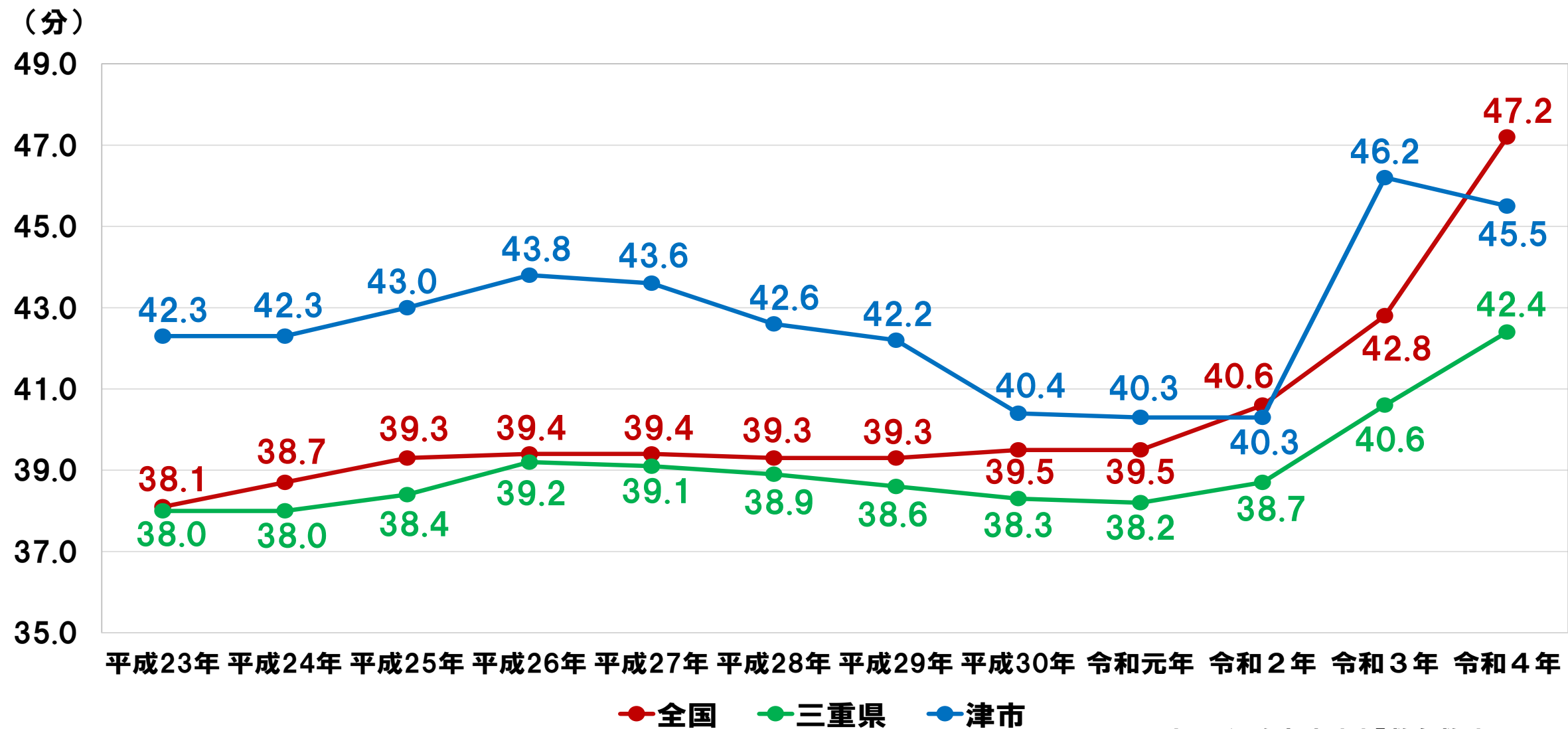
通報から現場到着所要時間(平成23年～令和4年)



津市の二次救急医療の状況③

■救急活動の状況③

通報から病院収容所要時間(平成23年～令和4年)

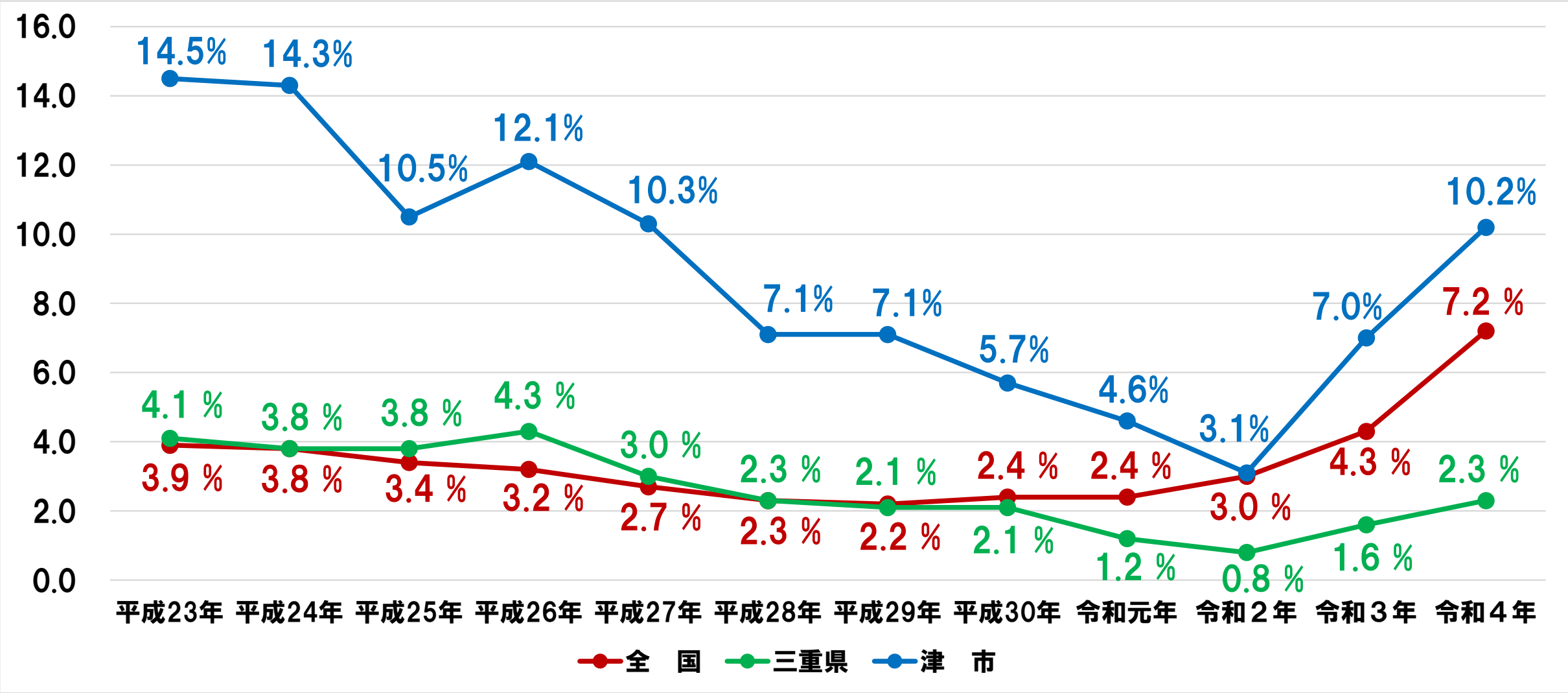


出典:総務省消防庁『救急救助の現況』

津市の二次救急医療の状況④

■救急搬送時の病院照会回数及び現場滞在時間①

重症以上傷病者搬送時の病院照会回数4回以上の件数の割合(平成23年～令和4年)

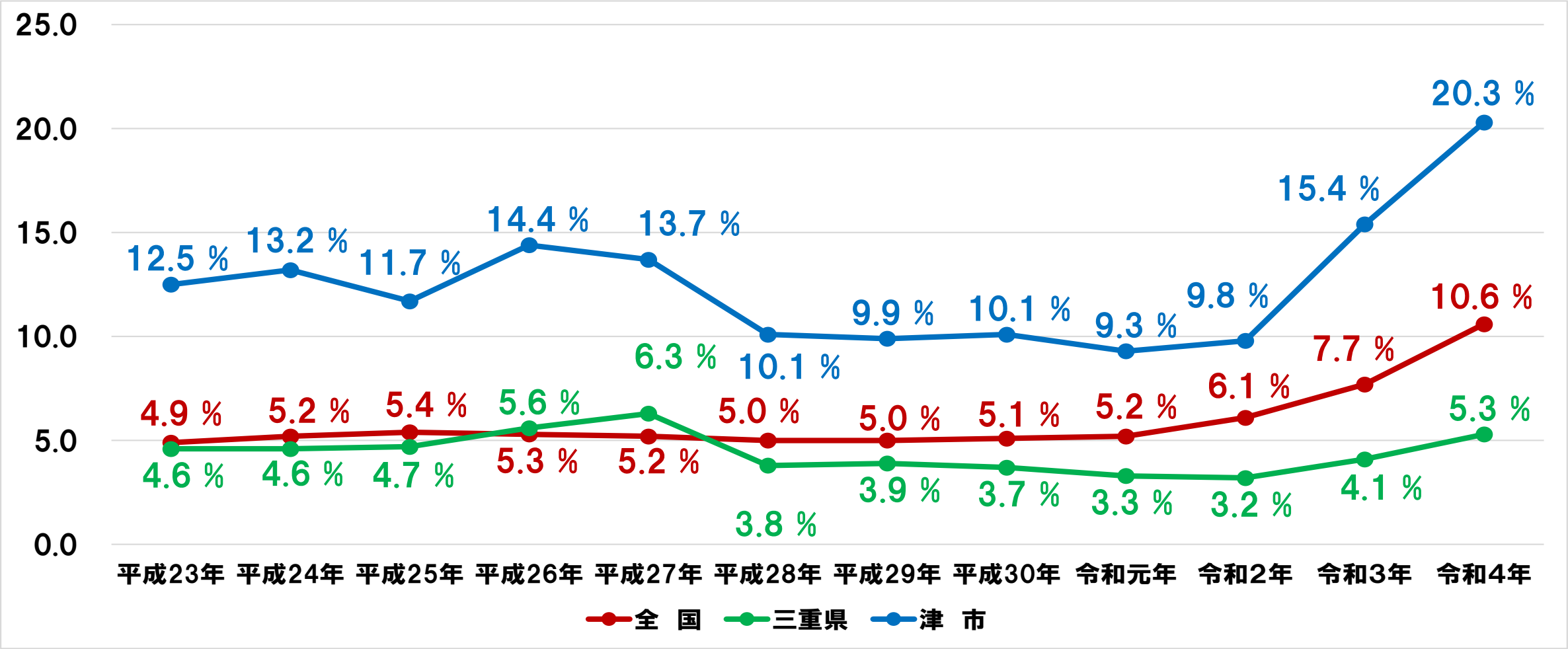


出典:総務省消防庁『救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査』

津市の二次救急医療の状況⑤

■救急搬送時の病院照会回数及び現場滞在時間②

重症以上傷病者搬送時の現場滞在時間30分以上の件数の割合(平成23年～令和4年)



出典:総務省消防庁『救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査』

津市における病院照会回数4回以上、現場滞在時間30分以上の割合は全国・三重県平均と比較すると高い

津市の二次救急輪番体制の状況

■ 輪番体制及び救急搬送受け入れの状況

・現在は365日、市内の輪番病院（※1）により、夜間等の輪番時間帯（※2）で救急搬送を受け入れ

輪番時間帯の救急搬送受入件数		
令和2年度 4,942件	令和3年度 5,329件	令和4年度 5,876件

救急搬送受入件数が年々増加しており、**病院照会回数4回以上、現場滞在時間30分以上の事案が増加傾向**

（※1）輪番病院：永井病院、遠山病院、武内病院、岩崎病院、吉田クリニック、大門病院、津生協病院、三重中央医療センター、三重大学医学部附属病院

（※2）輪番時間帯：平日の夜間時間帯（18時00分から翌朝8時30分）
土・日・祝日全時間帯（8時30分から翌朝8時30分）

■ 輪番病院の状況

- ・**医師の不足や高齢化**により輪番時の医師確保が困難
- ・輪番病院への**三重大学医学部附属病院からの医師派遣**の協力
- ・令和6年度からの**医師の働き方改革**による時間外労働の上限規制導入への対応 など

将来にわたる安定的な輪番体制の維持が課題

新たな二次救急輪番体制

■新たな輪番体制(令和6年4月1日～)

令和5年12月20日及び令和6年2月5日に開催された津地区医師会設置の二次救急医療体制協議委員会で決定

現在の輪番体制		
毎曜日	内科・外科	輪番1～2病院
	整形外科	輪番1病院
津市からの支援額	令和5年度予算 207, 931千円	

三重大学医学部附属病院の輪番体制への参画
隔週で週1回 ⇒ 週1回(令和5年6月～)



新たな輪番体制	
毎曜日	輪番1～2病院 ↓ 輪番1～2病院が受け入れ困難な場合 ↓ 三重大学医学部附属病院
津市からの支援額	令和6年度予算案 206, 431千円

全ての曜日で、整形外科患者の受け入れ体制を含め、
三重大学医学部附属病院が輪番体制をバックアップ

救急搬送時間短縮に向けた輪番体制へ

市民の皆様へ

救急車の適正利用にご協力をお願いします！



【二次救急医療体制に関すること】

津市健康福祉部地域医療推進室

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

TEL:059-229-3372 FAX:059-229-3018

【救急活動に関すること】

津市消防本部消防救急課

〒514-1101 津市久居明神町2276番地

TEL:059-254-1600 FAX:059-254-1607

令和6年
4月1日

津市こども家庭センター を設置します!!

～こども・子育て政策推進体制の強化～



令和6年3月8日

こども家庭センター設置の背景（国の動き）①

平成28年の児童福祉法等の一部を改正以降、市町村において、母子保健分野における「**子育て世代包括支援センター**」と、児童福祉分野における「**市区町村子ども家庭総合支援拠点**」の整備を推進

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施

子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
- 関係機関との連絡調整
- その他必要な支援

【平成29年度～】
市内10か所の保健センターと
5か所の子育て支援センターにて
子育て世代包括支援センターを運営

【令和3年度～】
こども支援課にて
津市子ども家庭総合支援拠点を運営

本市の設置
運営状況

こども家庭センター設置の背景（国の動き）②

「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で課題が発生

- 組織が別であるために連携・協働に負荷がかかる
- 情報共有等が円滑になされにくい など

令和4年6月の児童福祉法の改正により
こども家庭センターの設置が努力義務化

子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置が努力義務に

こども家庭センターとは

業務内容

これまで母子保健機能(子育て世代包括支援センター)と児童福祉機能(市区町村子ども家庭総合支援拠点)において実施している相談支援等の取組に加え、新たに

- ① 支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- ② 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、支援の充実・強化を図る

こども家庭センター（市区町村）

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

業務

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可



児童相談所

様々な資源による
支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所
＜保育・一時預かり＞

ショートステイ
＜レスパイト＞

教育委員会・学校
＜不登校・いじめ相談＞
＜幼稚園の子育て支援等＞

等

子育てひろば

家や学校以外の
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート
産後ケア

障害児支援

放課後児童クラブ
児童館

津市こども家庭センターの設置

現在の体制

こども支援課

こども支援課長

津市子ども家庭総合支援拠点
(児童福祉)として

- ◆ 子ども家庭支援員
- ◆ 心理担当支援員
- ◆ 虐待対応専門員 を配置

健康づくり課・子育て推進課

子育て世代包括支援センター
(母子保健)として位置付け

それぞれが相談に対応する
とともに必要に応じて連携

津市こども家庭センター ～こども支援課の体制を強化し、 一体的な支援体制へ～

- ◆ こども家庭センターを所管する部次長級の
こども家庭センター長を新たに配置
- ◆ 新たに配置する統括支援員(母子保健と
児童福祉双方について十分な知識をもつ
者)を中心として、子ども家庭支援員や保
健師等の各専門職が一体的に支援を行う
体制を構築

全てのこども、子育て世帯に係る包括的な
相談支援体制の充実

津市こども家庭センターの概要①（本庁舎3階）

◆ こども家庭相談担当

保健師や子ども家庭支援員などを配置し、妊産婦、こども、子育て世帯及び女性に係る相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談・情報をお受けします。

◆ こどもの居場所づくり担当

子育て支援センターや児童館、子育て広場、こども食堂等を担当し、こどもの居場所づくりを進めます。

◆ 発達支援担当

専門職がこどもの発達についての不安や心配ごとの相談をお受けします。

津市こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」は、令和6年4月1日から、「津市こども家庭センター」として、こども家庭相談・こどもの居場所づくり・発達支援に関することを担当し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を行います。

こども家庭相談

保健師や子ども家庭支援員などを配置し、妊産婦、こども、子育て世帯及び女性に係る相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談・情報をお受けします。

家庭児童相談専用ダイヤル：059-229-7830
女性相談専用ダイヤル：059-229-3400

こどもの居場所づくり

子育て支援センターや児童館、子育て広場、こども食堂等を担当し、こどもの居場所づくりを進めます。

電話：059-229-3120

発達支援

専門職がこどもの発達についての不安や心配ごとの相談をお受けします。

電話：059-229-3374

「子育て世代包括支援センター」として運営してきた市内10か所の保健センターと5か所の子育て支援センターは、「津市こども家庭センター」の「こども子育て支援拠点」となります。これまで通り、子育て世代の身近な相談窓口としてご利用ください。

津市こども家庭センター 市役所本庁舎3階 電話：059-229-3284

津市こども家庭センターの概要②（こども子育て支援拠点）

これまで

- 10か所の保健センター
- 5か所の子育て支援センター は

「子育て世代包括支援センター」として運営

津市こども家庭センターの こども子育て支援拠点として 位置付け

子育て世代の身近な相談窓口として、保健師や保育士が、妊娠期から子育て期の不安や悩みをお聞きし、本庁のこども家庭センターや地域の専門機関と連携して一人一人にあった情報やサービスなどを提案

津市こども家庭センター こども子育て支援拠点

「子育て世代包括支援センター」として運営してきた市内10か所の保健センターと5か所の子育て支援センターは、令和6年4月1日から、「津市こども家庭センター」の「こども子育て支援拠点」となります。
「こども子育て支援拠点」では、保健師や保育士が、妊娠期から子育て期の不安や悩みをお聞きし、地域の専門機関と連携し、一人ひとりにあった情報やサービスなどをご提案します。
これまで通り、子育て世代の身近な相談窓口としてご利用ください。



●市内15か所のこども子育て支援拠点●			
保健センター内（10か所）	電話番号	住所	相談時間 月～金（祝・休日、年末年始を除く）
中央	229-3164	西丸之内23-1（津リージョンプラザ1階）	8時30分～17時15分
久居	255-8864	久居新町3006（ホルタひさいし1階）	
河芸	245-1212	河芸町須田774	※事前連絡のうえ、おこしください。
芸濃	266-2520	芸濃町原本6141-1 （芸濃保健福祉センター内）	8時30分～12時 ※12時～17時15分の時間帯は 事前連絡のうえ、おこしください。
美里	279-8128	美里町三郷44-1	※事前連絡のうえ、おこしください。
安濃	268-5800	安濃町東観音寺418（サンヒルズ安濃内）	
香良洲	292-4183	香良洲町2167（サンデルタ香良洲内）	8時30分～12時 ※12時～17時15分の時間帯は 事前連絡のうえ、おこしください。
一志	295-0112	一志町井間1792（とことめの里一志内）	
白山	262-7294	白山町川口892	
美杉	272-8089	美杉町八知5580-2（美杉総合文化センター内）	※事前連絡のうえ、おこしください。
子育て支援センター（5か所）	電話番号	住所	時間等（祝・休日、年末年始を除く）
桜橋子育て支援センター	225-4500	桜橋三丁目204	月・火・木・金
たるみ子育て支援センター「かるがも」	224-8801	華水1300（たるみ子育て交流館内）	月・水～金 10時～12時
芸濃子育て支援センター「ぶらぶら」	265-5537	芸濃町原本6146-2（いけのう わんぱく内）	月～水・金 13時～16時
安濃子育て支援センター「わくわくランド」	268-5832	安濃町東観音寺418（サンヒルズ安濃内）	月～木
香良洲浜っ子幼児園子育て支援センター	292-3499	香良洲町5722（香良洲浜っ子幼児園内）	月～金 9時～12時 13時～15時

子育てに困ったら、ひとりで悩まず抱え込まず、お近くの
津市こども家庭センター こども子育て支援拠点にお気軽にご相談ください。

津市こども家庭センターの概要③（連携体制）

健康福祉部

津市こども家庭センター

こども家庭センター長（次長級）
統括支援員

こども子育て支援拠点

子育て支援センター
（桜橋、たるみ、芸濃、安濃、香良洲）

健康づくり課

こども子育て支援拠点

10地域の保健センター

保育こども園課

保育所、認定こども園等

教育委員会事務局

小中学校等
放課後児童クラブ等

児童相談所等

医療機関、民生委員・児童委員、民間子育て支援センター、
子育て広場、こども食堂等のこどもの居場所 等

それぞれの状況に応じて連携が必要となる各種関係機関や
施設等との調整・連携機能を強化

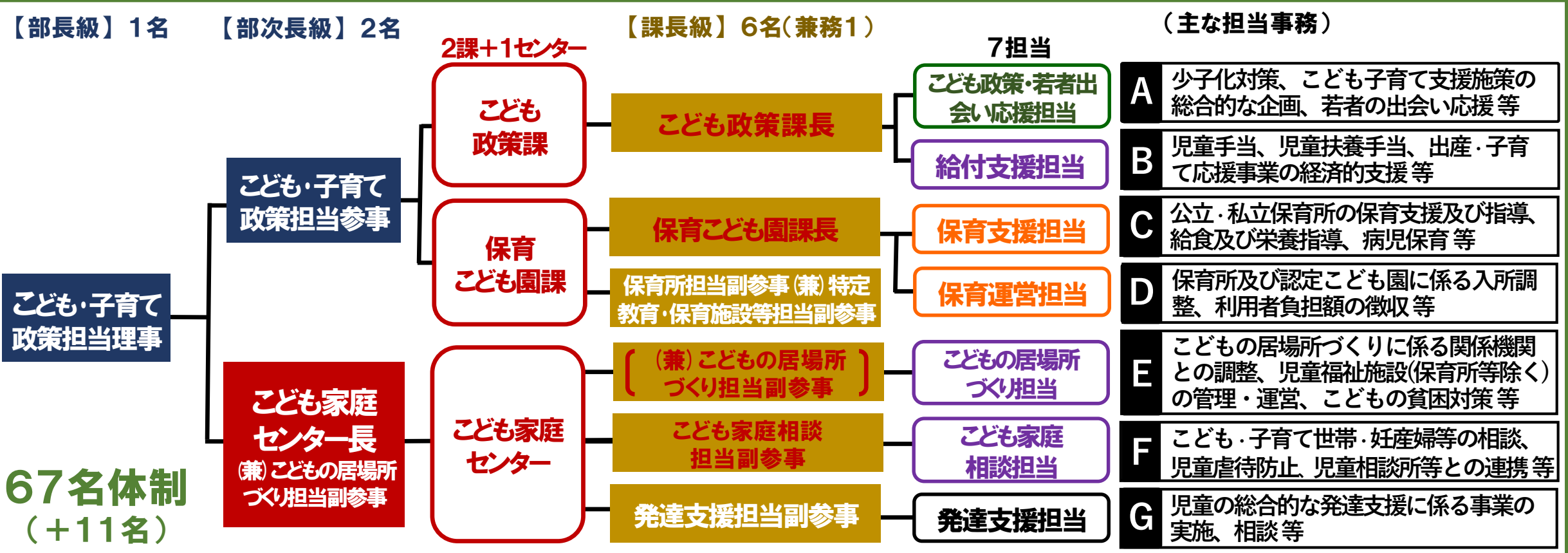
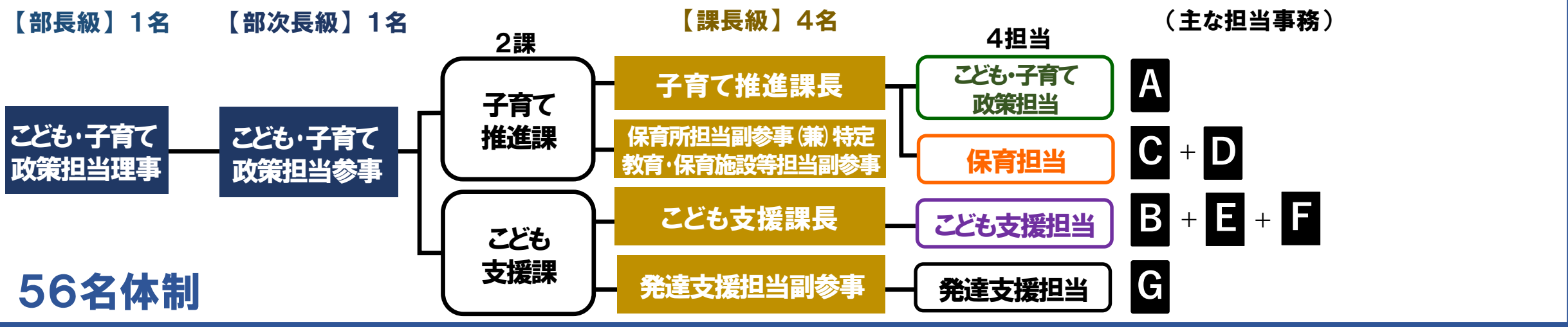
こども・子育て政策に係る組織・職員体制の強化

現体制



新体制

(令和6年4月)



問い合わせ



健康福祉部子育て推進課

〒514-8611

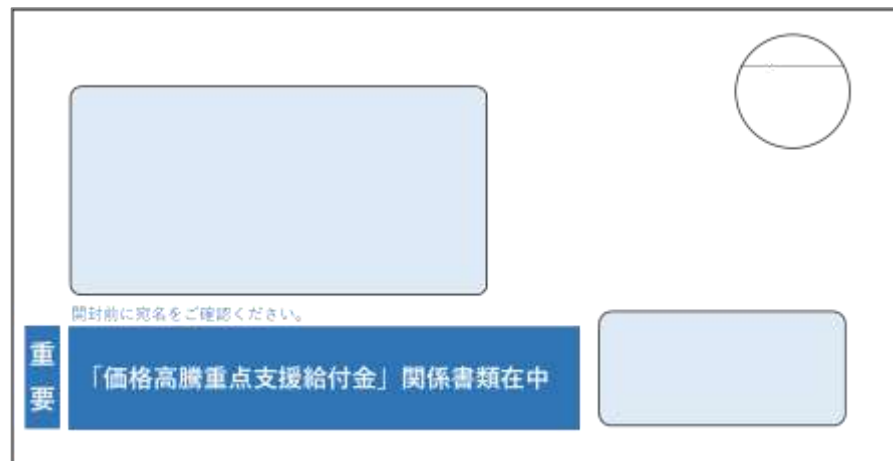
津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3390

FAX :059-229-3451

令和5年度住民税非課税世帯に対する 価格高騰重点支援給付金給付事業

未提出者へ確認書の早期手続き案内通知を発送 子育て世帯へこども加算を給付



令和6年3月8日

価格高騰重点支援給付金の概要

目 的

津市において、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、国の「低所得世帯支援枠」等を活用し、住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金を給付

給 付 額

1世帯当たり一律7万円

支給対象者

基準日(令和5年12月1日)において
世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯

- 津市から確認書を送付した世帯 30,319世帯(確認書)
- 転入者で前住所地での課税状況が確認できない世帯、
発送後の申告により非課税となった世帯等(申請書)

価格高騰重点支援給付金の給付状況(令和6年3月5日時点)

確認書 累計提出件数	申請書 累計申請件数
27,183件／30,319件 (約89.7%)	717件

合計件数 27,900件（うち給付件数26,775件）
18億7,425万円の給付を完了



確認書の未提出件数 3,136件(約10.3%)

価格高騰重点支援給付金の確認書未提出分への対応

未提出の方の中には

- 支給要件に該当しない方
- 辞退のため提出されない方
- 単身世帯で施設へ入所、病院へ入院されている方
- 今後確認書の提出を行う予定の方
- 提出をお忘れの方

などがみえると考えられます

未提出分については……

- ☒ 2月22日に未提出世帯へ早期手続きの案内通知を送付
- ☒ 引き続き、広報津やホームページで周知

このような事情がある方は
ご連絡ください！
また、そういった方をご存知の方は
ご協力ください！

提出締切日は
3月21日(木)です
お早めに提出ください!!

子育て世帯へのこども加算給付

概要	令和5年度における住民税非課税世帯への給付(7万円)の 加算 として当該世帯における 対象児童数 に応じて給付(こども加算)
対象世帯数	対象見込 2,500世帯(児童数見込 4,000人)
給付額	児童1人 当たり 5万円
対象児童	基準日(令和5年12月1日)において、令和5年度における住民税非課税世帯への給付(7万円)の支給要件を満たす世帯と生計を同一にしている 18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童) ※ ※ 基準日の翌日から令和6年8月17日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童等についても対象
手続き	給付(7万円)の支給手続きが完了した世帯は不要 (基準日以前に出生した18歳以下の児童に係るこども加算の給付に限る) 基準日の翌日から令和6年8月17日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童等に係るこども加算の給付には申請が必要

子育て世帯へのこども加算給付の流れ

住民税非課税世帯のうち
津市が給付金(7万円)の
支給手続きが完了した世帯

対象世帯へ支給決定通知を送付

**令和6年3月8日(金)に
1回目の支給決定通知書を送付**

※ 以後、提出された確認書または申請書により給付金
(7万円)の支給手続きを完了した世帯へ支給決定通知書
を随時発送

不明な点は 福祉政策課 価格高騰重点
支援給付金窓口(229-3152)へ
お問い合わせください

手続き
不要

こども加算分の金額を
給付金(7万円)の支給口座に振込

住民税非課税世帯のうち
こども加算の受給にあたり
申請が必要な世帯

申請書を市ホームページから
ダウンロードして提出してください

※ 福祉政策課及び総合支所市民福祉課
(福祉課)窓口にも配置します



**令和6年3月8日(金)から
申請書の受付開始**

申請期限は**令和6年8月30日(金)まで**
(当日消印有効)

こども加算分の金額を指定の口座に振込

問い合わせ



**健康福祉部 福祉政策課
価格高騰重点支援給付金窓口
本庁舎8階 81会議室**

電話番号 059-229-3152

※令和6年3月29日(金)までの臨時窓口となります

※令和6年4月1日(月)以降は、
本庁舎1階の福祉政策課が窓口となります

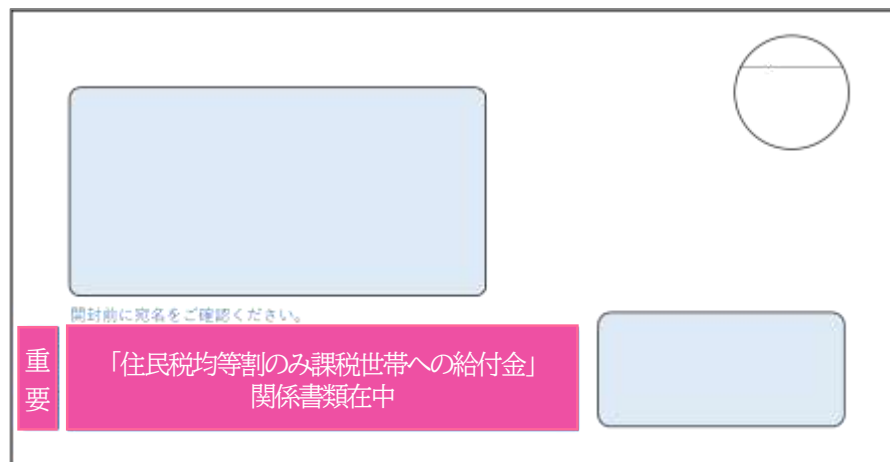


“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 重点支援給付金給付事業

3月15日 確認書の発送・申請書の受付開始 子育て世帯へこども加算を給付



令和6年3月8日

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の概要 ①

目 的

津市において物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、国の「低所得世帯支援枠」等を活用し、住民税均等割のみ課税世帯への重点支援給付金を給付

給付額

1世帯当たり一律**10**万円

支給対象 世帯数

基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度の住民税所得割が課税されていない世帯
6,000世帯(見込み)

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の概要 ②

給付対象

基準日(令和5年12月1日)において津市に住民登録があり、
世帯全員が令和5年度分の住民税所得割が課税されていない世帯

※ 住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)の支給対象世帯、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯や既に他の市町村(特別区含む)で住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)の支給を受けた世帯は対象外

津市から確認書を送付

給付対象となっても、以下の場合は申請が必要となります

- ・ 令和5年1月2日以降の転入者で前住所地の課税情報が確認できない世帯
- ・ 基準日以降に確定申告等により、世帯が住民税均等割のみ課税へ変更となった世帯
- ・ 基準日以前に住民税所得割課税対象者であった世帯員又は扶養者が死亡や行方不明により、本人が属する世帯が住民税均等割のみ課税となった世帯
- ・ 基準日以前の離婚により、本人が属する世帯が住民税均等割のみ課税となる世帯
- ・ 配偶者等その他親族からの暴力(DV)等により避難しており、津市に住所を有していない場合

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金給付の流れ

住民税均等割のみ課税世帯
のうち津市で確認できた世帯

支給対象と思われる世帯に対して
津市から確認書を送付しますので
同封の返信用封筒にて返送してください



令和6年3月15日(金)
確認書を送送

提出期限は**令和6年8月30日(金)まで**
(当日消印有効)

住民税均等割のみ課税世帯
のうち申請が必要な世帯

申請書を市ホームページから
ダウンロードして提出してください

※ 福祉政策課及び総合支所市民福祉課(福祉課)
窓口にも配置します



令和6年3月15日(金)から
申請書の受付開始

申請期限は**令和6年8月30日(金)まで**
(当日消印有効)

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の確認書 ①

- 1
- 支給対象世帯主が確認書を確認・必要事項を記入
- ・確認欄にチェック

・世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

【確認書抜粋】

確認欄	☒ ① 世帯の中に、住民税所得割が課税されている者はいません。 ② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 ③ 既に他の市町村(特別区含む。)で住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)及びこども加算(1人当たり5万円)の支給を受けた児童を含む世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。 ④ 下表のこども加算対象児童は、令和5年12月1日時点において、世帯主と生計を同一にしています。
-----	--

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成17年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例)対象児童3人の場合:3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません。)			
世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号

支給口座等に変更がある場合は、裏面をご確認ください。

(世帯主名)

【確認書】

(公印省略)

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金に係る支給要件確認書

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金について、令和5年度の住民税均等割の課税状況に基づき支給対象者と見込まれます。つきましては、以下の内容を確認し、までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給予定額	円(住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金100,000円+こども加算額)円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、①～④(下表のこども加算対象児童がない場合は④を除く)の全てに該当する場合は口)に(チェック)を付けてください。

確認欄	☐ ① 世帯の中に、住民税所得割が課税されている者はいません。 ② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 ③ 既に他の市町村(特別区含む。)で住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)及びこども加算(1人当たり5万円)の支給を受けた児童を含む世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。 ④ 下表のこども加算対象児童は、令和5年12月1日時点において、世帯主と生計を同一にしています。
-----	---

※アサインが不明な場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

※回答内容について、税務情報等に基づき確認させていただくことがあります。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱として、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、回答期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

こども加算対象児童(該当者のみ確認)

○ 対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

(1) 令和5年12月1日時点で、世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した児童)

(2) 令和5年12月2日以降に出生した新生児

(3) 別世帯において世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に出生した児童)

※下表には、令和5年12月1日時点で津市の住民基本台帳に記載された児童の内(1)に該当する児童が記載されています。(2)及び(3)に該当する児童がいる場合は、別途申請が必要となりますので、津市健康福祉部福祉政策課(059-229-3152)へお問い合わせください。

氏名	生年月日	氏名	生年月日
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成17年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例)対象児童3人の場合:3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません。)			
世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号

支給口座等に変更がある場合は、裏面をご確認ください。

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の確認書 ②

2 振込口座の選択

確認書に記載済みの
口座を希望

口座に関する
手続きは不要

確認書に記載済みの口座以外を希望(記載がない場合を含む)

マイナポータル等から登録した
公金受取口座を希望

◆ 公金受取口座への
振込希望欄にチェック ☒
口座情報の記入・添付資料不要

公金受取口座以外の
口座を希望

- ◆ 下記の口座への振込希望欄にチェック ☒
- ◆ 受取口座記入欄に記入
- ◆ 指定口座の通帳等の写しを添付
- ◆ 世帯主の公的身分証明書等の写しを添付

3 同封の返信用封筒で確認書を返送

確認書を受理後、記入漏れ等がなければ、1週間～10日程度で指定の口座へ振り込み

子育て世帯へのこども加算給付

概要	令和5年度における住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の加算として当該世帯における対象児童数に応じて給付(こども加算)
対象世帯数	対象見込 700世帯(児童数見込 1,000人)
給付額	児童1人当たり 5万円
対象児童	基準日(令和5年12月1日)において、令和5年度における住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の支給要件を満たす世帯と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)※ ※ 基準日の翌日から令和6年8月17日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童等についても対象
手続き	津市から送付する給付金(10万円)の確認書に、こども加算分を記載していますので、確認してください 基準日の翌日から令和6年8月17日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童等に係るこども加算の給付には申請が必要

子育て世帯へのこども加算給付の流れ

住民税均等割のみ課税世帯のうち
基準日時点において
こども加算の対象児童がいる世帯

津市から送付する給付金(10万円)の
確認書に、こども加算分を記載していますので
ご確認ください

令和6年3月15日(金)
確認書を発送

提出期限は令和6年8月30日(金)まで
(当日消印有効)

住民税均等割のみ課税世帯のうち
こども加算の受給にあたり
申請が必要な世帯

申請書を市ホームページから
ダウンロードして提出してください
※ 福祉政策課及び総合支所市民福祉課
(福祉課)窓口にも配置します



令和6年3月15日(金)から
申請書の受付開始

申請期限は令和6年8月30日(金)まで
(当日消印有効)

問い合わせ



**健康福祉部 福祉政策課
価格高騰重点支援給付金窓口
本庁舎8階 81会議室**

電話番号 059-229-3152

※令和6年3月29日(金)までの臨時窓口となります
※令和6年4月1日(月)以降は、
本庁舎1階の福祉政策課が窓口となります



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください